

法人県民税の超過課税の適用期間延長について（お知らせ）

栃木県

法人に対する県民税については、教育施設の整備、県民文化の振興等を図るため、昭和 51 年 5 月 1 日から超過課税を実施し、以来 5 年ごとに延長して今日に至っておりますが、この措置により、本県の教育、文化施設は着実な充実をみてきたところです。

しかしながら、県民の県政に対する期待、要請はますます多様化かつ増大しており、引き続き、教育環境の拡充整備、県民生活の安全・安心の確保、少子高齢社会における保健・医療・福祉サービスの拡充、産業の振興等が重要な課題となっていることから、県民税法人税割に係る超過課税の適用期間を、更に 5 年間延長することとなりました。

なお、今回の延長に当たりましては、現下の諸情勢も十分勘案し、中小法人等については、従前どおり超過課税の適用を行わないこととしております。

今後とも、本制度の趣旨及び適正な取扱いについて御理解と御協力をお願いいたします。

超過課税の内容

1 適用区分

	改正後	改正前
適用期間	平成23年5月1日から平成28年4月30日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分	平成18年5月1日から平成23年4月30日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分
税率（特例税率）	5.8%	5.8%
中小法人に対する不均一課税（税率5%を適用）	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下の法人	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下の法人

（注）

保険業法に規定する相互会社及び平成 22 年 9 月 30 日以前の解散による清算所得に対する法人税額に係る県民税法人税割については、特例税率(5.8%)が適用されます。

2 特例税率適用についての留意事項

(1) 資本金の額又は出資金の額、法人税額又は個別帰属法人税額に係る基準

	資本金の額又は出資金の額	法人税額
確定申告	事業年度終了の日現在	年 1, 000 万円超
仮決算による中間申告	事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日現在	(6か月) 500 万円超
清算予納申告	解散の日現在	年 1, 000 万円超

(注)

- ① 予定申告については、前事業年度における法人県民税法人税割額(年)の1/2を申告納付してください。
- ② 清算予納申告については、平成22年9月30日以前に解散した法人が対象となります。

(2) 事業年度の月数(課税標準算定期間)が1年に満たない場合の法人税額1,000万円に相当する額

(単位:千円)

事業年度の月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人税額(個別帰属法人税額)が1,000万円に相当する額	833	1,666	2,500	3,333	4,166	5,000	5,833	6,666	7,500	8,333	9,166	10,000

(注)

- ① 分割法人については、関係都道府県に分割される前の法人税額によります。
- ② 事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月として計算してください。

※ なお、申告等について御不明の点がありましたら最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

事務所名	所在地及び電話番号	事務所名	所在地及び電話番号
宇都宮県税事務所	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2 TEL 028-626-3021,3022	矢板県税事務所	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 TEL 0287-43-2173
鹿沼県税事務所	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1 TEL 0289-62-6202	大田原県税事務所	〒324-8551 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-23-4172
真岡県税事務所	〒321-4398 真岡市荒町 5197 TEL 0285-82-2136	安足県税事務所	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-1458
栃木県税事務所	〒328-8504 栃木市神田町 6-6 TEL 0282-23-3414		